CEマーキングの概要



CEマーキングとは、

∀ EU域内で流通させる製品に対して、その使用者及び 消費者の健康及び安全を保護する事を目的とする

¥ EU域内におけるその製品の自由流通を確保する

¥ 基本的には製造業社が安全の責任を負う

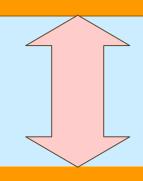
使用・消費者への健康と安全を考慮した機械の設計・製造

適合宣言

CEのロゴの貼付

欧州経済域内の自由流通

製造業者自らが対応し、自らが判断を下す。自己宣言」の世界である。



誰に対しての宣言か?

使用者(購入者)に対してではなく輸出先の国に対して宣言する。

手続の取り方

- 8 対象製品の特定
- × 適用すべき欧州指令の決定

どんな指令があるのか?

関連する、全ての指令に適合させること

- × 適用すべき整合規格の選択
- χ 適合認証手順の決定
- × 技術ファイルの作成 (取扱指示書を含む)
- × **適合宣言書の作成**
 - GEのロゴの貼付

製品の輸出

機械指令

機械 とは?

特定の用途に応じるための部品の集まりで、作動装置制御回路、動力源を備えたもの

サプアセンブリ(準機械)とは?

安全関連部品 とは?

適合宣言の仕方が違う A宣言 B宣言 €宣言

低電圧指令

下記の電圧範囲で動作する電気製品は全て対象になる

- 8 AC50~1,000V
- 8 DC75~1,500V

電磁両立性指令 (EMC)

有害な電磁波を出してはならない 外部の電磁波によって、機械が誤動作や故障 してはならない

- ∀インバーター制御機器
- ∀ モータ·電磁ソレノイド使用の機械
- ×工作機械のNC装置
- y ロボットのコントローラ等
- ∀ 電気 ·電子装置使用機器

整合規格の決定

整合規格の種類 基本規

基本規格 :A規格

共通規格 B規格

個別規格 :C規格

整合規格選定の手順

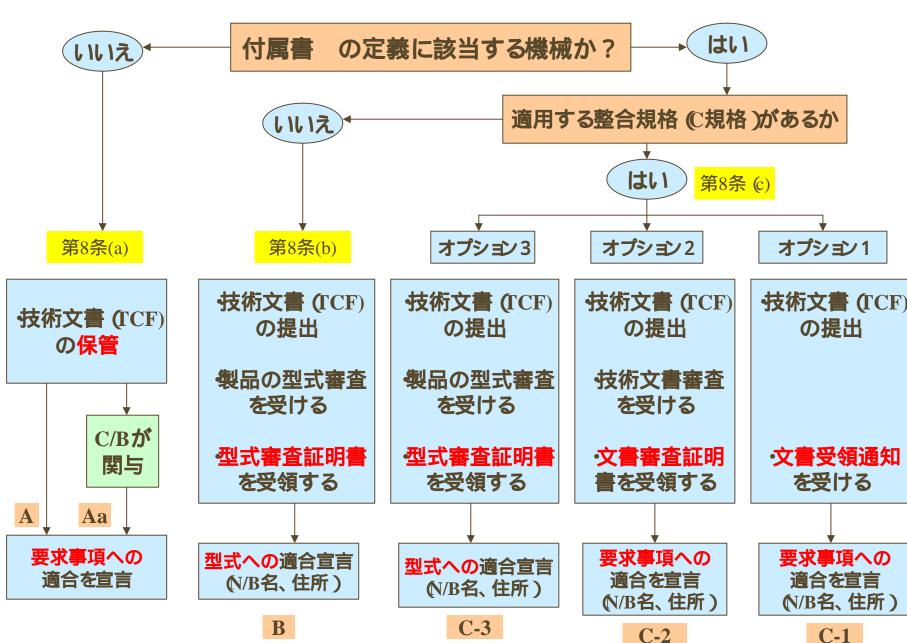
·A規格の適用は必須

℃規格がありますか?

Yes 該当するC規格に適合させる

No B規格の中から関連するものを選定

適合認証手順の決定



自己適合評価

- ∀ A (Aa) モジュールの選択
- ∀ リスクアセスメントに基づく自己評価の実施 (第三者適合評価を含む)
- ※ 技術文書の作成
- ※ 自己による適合宣言書の作成



技術ファイルの作成

- ∀機器の一般的な説明
- × 外形図、ブロック図、回路図、製造図
- ∀機器の動作を理解する上で必要な説明
- ∀適用した規格リスト及び指令の必須要求 事項を満足する為に実施した安全対策
- ∀試験報告書
- と 取扱指示書
- ∀宣言書の原紙

適合宣言書の作成

- ⊗宣言者は製造業者又はEU域内の 認定代理人
- ※関連指令の必須要求事項及び関連する 整合規格に適合している旨の表明
- ४署名
- KEU 欧州連合)の公用語で作成
- 8輸出国の言語で作成

用語の解説

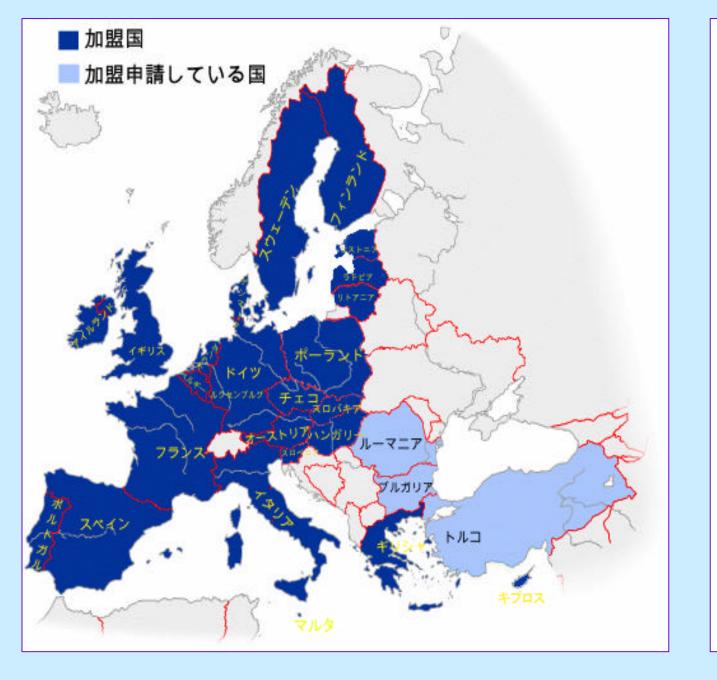
& CE (マーキング)

「ヨーロッパ共同体」を意味するラテン系言語の頭文字をとったもので、フランス語の場合は、Communauté Européenne の頭文字とったもの

CEマーキングに関する指令

- ү 機械
- ∀ 電磁両立性指令 (EMC)
- ∀ 低電圧指令 (LV)
- ∀ 医療機器 (MD)
- ∀ インビトロ診断用医療機器
- × 埋め込み式能動医療機器
- ∀ 遠隔通信末端機器
- ∀ 単純圧力容器
- g 圧力機器
- ∀ 非自動はかり

- y 建設資材 (材料)
- ∀ エネルギー効率
- ∀ がん具の安全性
- ∀ ガス燃焼機器
- ∀ 熱水ボイラー
- 👸 遊覧船
- y リフト
- × 民需用爆薬
- × 身体保護用具
- ∀ 防爆機器
- × マーキング



オーストリア ベルギー キプロス チェコ デンマーク エストニア ドイツ ギリシャ フィンランド フランス ハンガリー アイルランド イタリア シビア! リトアニア ルクセンブルク マルタ ポーランド ポルトガル スロバキア スロベニア スペイン スウェーデン オランダ 英国